



栃木県公報

令和7(2025)年
12月17日(水)
号外
第56号

目次

企業局

○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 1

企業局

栃木県公営企業管理規程第6号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年12月17日

栃木県知事 福田富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第5条 地方公営企業法第39条第5項の規定により読み替えて適用される育児休業法第10条第1項の規定に基づき管理者の権限を行う知事が定める勤務の形態は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 常勤職員 次に掲げるいずれかの勤務の形態 ア 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日（次条第3項及び第7条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。 イ～オ 略 (2) 略</p> <p><u>(週休日及び勤務時間の割振り等)</u></p> <p>第6条 略 2 略 3 管理者の権限を行う知事は、_____職員（管理者の権限を行う知事が別に定める職員及び次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、_____職員の申告を考慮して、<u>第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、前項及び第2条第5項の規定にかかわらず、管理者の権限を行う知事が別に定めるところ</u></p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第5条 地方公営企業法第39条第5項の規定により読み替えて適用される育児休業法第10条第1項の規定に基づき管理者の権限を行う知事が定める勤務の形態は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 常勤職員 次に掲げるいずれかの勤務の形態 ア 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日_____をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。 イ～オ 略 (2) 略</p> <p><u>(週休日及び勤務時間の割振り)</u></p> <p>第6条 略 2 略 3 管理者の権限を行う知事は、<u>次に掲げる職員（管理者の権限を行う知事が別に定める職員及び次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して_____当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、前項及び第2条第5項の規定にかかわらず、管理者の権限を行う知事が別に定めるところ</u></p>

により、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者の権限を行う知事が別に定める期間ごとの期間につき第2条第1項から第4項までに規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

4・5 略

(週休日の振替等)

第7条 管理者の権限を行う知事は、職員に前条第1項若しくは第4項の規定により週休日とされた日又は前条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日（以下この項において「勤務時間を割り振らない日」という。）とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日若しくは勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「週休日等の振替」という。）又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 管理者の権限を行う知事は、週休日等の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日等の振替等」という。）を行う場合には、週休日等の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（前条第3項及び前項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。次条において同じ。）が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、前条第2項から第4項まで又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 略

(超勤代休時間)

第7条の2 管理者の権限を行う知事は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務

により、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者の権限を行う知事が別に定める期間ごとの期間につき第2条第1項から第4項までに規定する勤務時間となるように、当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 子の養育又は配偶者等の介護をする職員であって、管理者の権限を行う知事が別に定めるもの
- (2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として管理者の権限を行う知事が別に定めるもの

4・5 略

(週休日の振替等)

第7条 管理者の権限を行う知事は、職員に前条第1項又は第4項の規定により週休日とされた日

において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。）又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 管理者の権限を行う知事は、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日

が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、前条第2項から第4項まで又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 略

(超勤代休時間)

第7条の2 管理者の権限を行う知事は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務

時間外にした勤務（第6条第1項及び第4項並びに前条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち管理者の権限を行う知事が別に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員に対して、管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、当該職員に対して支給する超過勤務手当のうち60時間を超えて勤務した全時間に係る超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、管理者の権限を行う知事が別に定める期間内にある勤務日等（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（高齢者部分休業）

第21条の3 管理者の権限を行う知事は、職員が申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から10年さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2～5 略

附 則

- この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるこの管理規程による改正後の第21条の3第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「10年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	7年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年

（経営企画課）

時間外にした勤務（第6条第1項及び第4項並びに第7条第1項の規定に基づく週休日_____における勤務のうち管理者の権限を行う知事が別に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員に対して、管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、当該職員に対して支給する超過勤務手当のうち60時間を超えて勤務した全時間に係る超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、管理者の権限を行う知事が別に定める期間内にある勤務日等（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（高齢者部分休業）

第21条の3 管理者の権限を行う知事は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2～5 略